

A TYPE

こんな商法に気をつけて!

アポイントメント セールス

「特別モニターに選ばれました!」などと、本来の販売目的を隠して、電話やダイレクトメッセージなどで喫茶店や事務所に呼び出し、契約するまで帰れない雰囲気にして高額な商品などを契約させる商法です。

SNS で知り合った人が親しげに誘い、デート気分で会う約束を取り付ける場合もあります。



アドバイス

呼び出されて何時間も勧誘され、正常な判断ができなくなった頃を見計らって契約するように仕組みられています。出会ったばかりの人が突然商品やサービスを買わせようとしてきたら要注意です。

- よく知らない人や覚えの無い業者からの誘いには乗らない!
- 必要のないものは「いりません!」とキッパリ断る!
商品やサービスを買わないと続かないような関係にそれ以上の発展は望めないでしょう。
- 甘い誘いには乗らない!

CHECK!

契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ(P11)することができます。



B TYPE

こんな商法に気をつけて！

キャッチセールス

駅や繁華街などの路上で「アンケートお願いします」などと呼び止められ、喫茶店や営業所に連れて行かれ、不安をあおるなどして商品やサービスを契約させる商法です。

タレント・モデル契約の トラブルにも注意！

■ 事例

「ドラマのエキストラになりませんか」と街頭で呼び止められ、芸能事務所に連れて行かれた。「すごく魅力がある。君のような人を探していた」と言われて舞い上がり、タレント養成スクールの契約をしてしまった。よく考えると高額で支払えるか不安だ。

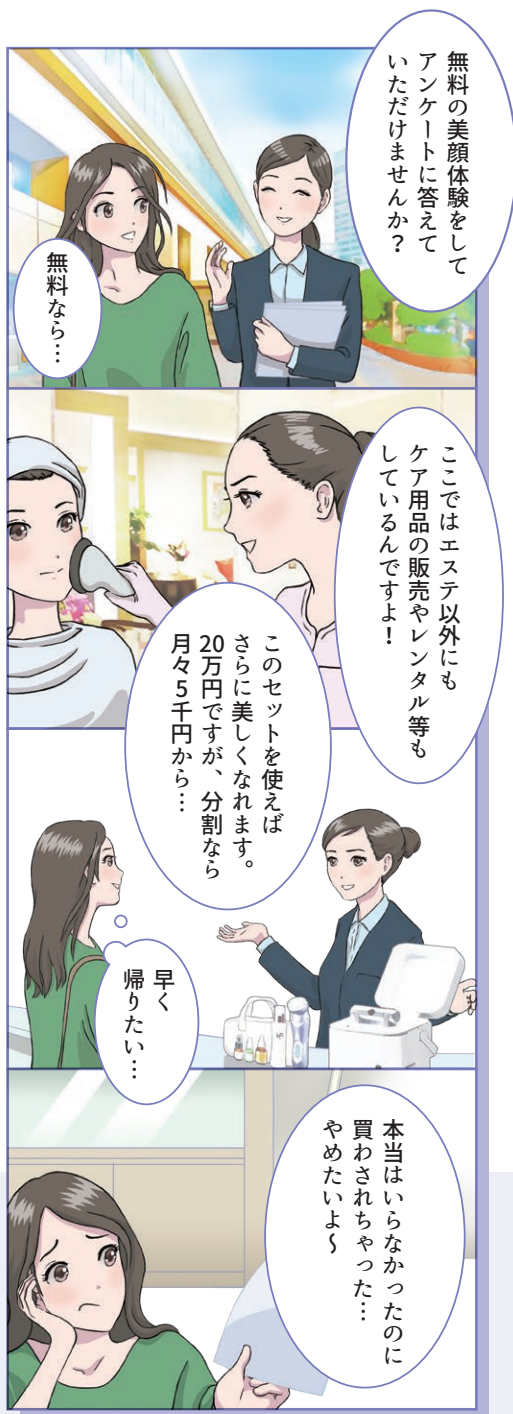
アドバイス

勧誘だけではなく、商品やサービスの内容にも問題がある場合も多くなっています。

- 知らない人に突然声をかけられても**相手にしない！**
- 万が一、話を聞いてしまった場合でも、**絶対にビルや店舗について行かない！**
- 必要のないものは毅然とした態度で「**必要ありません！**」とキッパリ断る！

CHECK!

契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ (P11) することができます。



TYPE

こんな商法に気をつけて!

マルチ商法 (ネットワークビジネス)

販売組織の加入者が新規加入者を誘い、その加入者がさらに別の加入者を勧誘し、商品やサービスを契約させることで組織をピラミッド式に拡大させていく商法です。



アドバイス

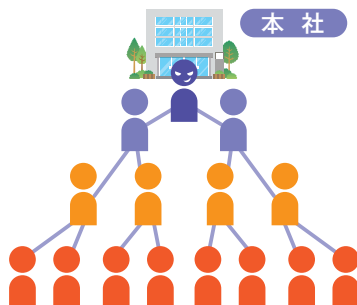
自分のネットワークにものを売ることは大変難しいことです。また、自分が勧誘することにより、勧誘した友人や知人にも負担を背負わせてしまったり、関係を壊してしまう恐れがあります。

- 「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて、安易に契約しない!
- 友人からの勧誘であっても、「やりません!」とキッパリ断る!

CHECK!

契約書面を受け取った日、もしくは商品の引き渡し日のどちらか遅い日を含めて20日以内であればクーリング・オフ(P11)することができます。

》マルチ商法組織図



クーリング・オフ

クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味です。訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合、**一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度**です。クーリング・オフをすると、その契約はなかったことになります。「契約は守らなければならない」とする原則の例外です。

クーリング・オフが適用される 主な取引と期間

クーリング・オフが適用される取引は法律で決められています。

取引形態	適用対象	期間
訪問販売	店舗以外の場所での契約 〔キャッチセールス、アポイントメントセールス、 催眠商法では店舗契約を含む〕	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
特定継続的役務提供	エステティック、一部の美容医療、語学教室、 家庭教師、学習塾、パソコン教室、 結婚相手紹介サービス	8日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間
訪問購入	業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品を買取る取引	8日間

こんな場合はクーリング・オフできません！

- 営業のための契約
- 自動車や自動車リース
- 葬儀
- 使用してしまった消耗品(化粧品や健康食品など)
- 3,000円未満の現金取引
- 訪問購入の場合、自動車、大型家電、家具、本、CD・DVD・ゲームソフト類

通信販売はクーリング・オフできません！

通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品可否やその条件(特約)については、販売業者のルールに従うことになるため、契約前にしっかり確認することが大切です。特約の表示がない場合は、商品を受け取ってから8日以内は送料消費者負担で返品できますが、特約の表示がない業者は信用できないので利用しない方が安全です。

その契約クーリング・オフできるかな？

step
01

クーリング・オフできる取引ですか？

左ページを参考に確認しましょう。

step
02

クーリング・オフできない商品・サービスではないですか？

原則全ての商品やサービスがクーリング・オフの対象となりますが、二輪以外の自動車の購入はクーリング・オフできません。



step
03

代金は3,000円以上ですか？

総額3,000円未満で商品を受け取り、現金で支払った場合はクーリング・オフできません。



step
04

契約書面を受け取った日を含めて8日(20日)以内ですか？

ただし、受け取った契約書面にクーリング・オフ制度の説明や、内容に不備がある場合は期間を過ぎていてもクーリング・オフできます。

step
05

クーリング・オフしたい商品は使用していないですか？

指定消耗品(健康食品、化粧品など8品目)は、開封したり使用するとクーリング・オフできなくなります。ただし、書面に「使用するとクーリング・オフできなくなる」という記載がない場合や、販売員から試しに使うように言われて使ってしまった場合は、使用していてもクーリング・オフできます。



さあ、クーリング・オフしてみましょう！

クーリング・オフするときは！

» 記入例

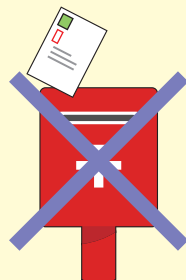
切手 郵便はがき □□□-□□□□ 簡易書留 〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号 株式会社 ××××× 代表取締役 〇〇〇〇〇様	通知書 次の契約を解除します 契約年月日 〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇円 販売会社 株式会社 ××××× □□営業所 担当者 ▲▲▲▲▲▲ 支払った代金〇〇〇〇〇円を 返金し、商品を引き取ってください。 〇年〇月〇日 〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇〇
--	---

表面

裏面

- 01 クーリング・オフの**通知は書面**で行います。
▶ハガキでOKです！
▶電磁式記録(電子メールやFAXなど)でも可能です。
- 02 **書面の場合**上記の記載例のように書きます。
- 03 **ハガキを出す前に必ず両面コピーし、証拠として保管**しましょう。
- 04 ハガキを出すときは、郵便局の窓口で送付記録が残る「**簡易書留**」か「**特定記録郵便**」で送りましょう。
- 05 ハガキを出した日(消印)が**契約解除日**になります。
- 06 クーリング・オフの通知を**電磁的記録(電子化)**で行うことが可能になりました。

※クレジット契約をした場合は信販会社(クレジット会社)にも通知を出しましょう。
※商品は勝手に送り返さないようにしましょう。



通知書

次の契約を解除します。

契約年月日

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

商品名

--

契約金額

	円
--	---

販売会社

--

担当者氏名

--

支払った代金

	円を返金し、
--	--------

商品を引き取ってください。

契約者住所

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

契約者氏名

--

契約者氏名

--

切手

郵便はがき

□□□□-□□□□

切手

郵便はがき

□□□□-□□□□

株式会社

代表取締役

様

クーリング・オフができない…

契約をやめるには？

クーリング・オフができなくても、下記の場合は契約を解消することができます。

- 相手に脅されたり、だまされたりした場合
- 違法薬物の販売など、契約内容が反社会的な場合
- 契約内容の重要な部分に勘違いがあった場合
- 相手が約束を守らず、催促しても契約内容を実行しない場合
- 重要な項目について事実と違うことを言われた(不実告知)、帰りたいと行ったのに帰らせてくれない(退去妨害・監禁)など、消費者契約法に該当する場合
- 未成年者が保護者の同意を得ないで契約した場合

※ただし、次の場合は未成年者でも取り消せません。

- 金額がお小遣いの範囲の場合
- 「成人しています」とウソをついた場合
- 保護者の同意を得たかのように偽った場合



上記以外でも、次のように契約をやめることができる場合があります。一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

- 中途解約
- 相手との話し合いによる解約

※違約金など請求される場合があります。

契約する時はよく考えよう!!



おいしい話にはご用心

だまされないための6ヶ条



01 うまい話にはウラがある！

「あなただけ」なんて話は**ありません！**

02 セールスマンの話をうのみにしない！

いいことばかり言っているかも…

03 「話だけ聞いてみよう」は相手の思うツボ

相手はプロ！流されて契約してしまうかも…

04 その場の契約はケガのもと

契約する前に家族や友人に**相談**しよう！

05 契約する前によく確認

契約書は内容をよく読むこと！

わからないことはそのままにせず、**しっかり確認！**

06 キッパリと断ろう！！

それ、本当に必要ですか？

必要なければ勇気を持って**キッパリと断り**ましょう！

いりません！



NO!

買いません！



困った時は消費生活センターにすぐ相談！